

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童相談所整備担当
 内線: 3362 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B221	児童相談所費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条 等 (義務)		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	16
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業の概要			5 事業説明					
県内7児童相談所の運営及び児童相談所で運用するシステムの保守管理を行う。 (1) 中央児童相談所費 39,021千円 (2) 南児童相談所費 21,556千円 (3) 川越児童相談所費 20,776千円 (4) 所沢児童相談所費 24,213千円 (5) 熊谷児童相談所費 20,709千円 (6) 越谷児童相談所費 22,362千円 (7) 草加児童相談所費 20,579千円 (8) 児童相談所業務支援システム運営管理費 3,789千円 (9) 法的対応機能強化事業 8,250千円			(1) 事業内容 児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童の健全育成を図る。 (2) 事業計画 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない(児童福祉法第12条)。 児童相談所は、以下の業務を行う。 ア 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う(児童福祉法第12条第2項)。 イ 必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。 ウ 児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は児童を児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託する(児童福祉法第26条、第27条)。 (3) 事業効果 平成25年度 決算額: 92,677千円 相談対応件数: 14,703件 うち児童虐待対応件数: 4,119件 平成26年度 決算額: 98,388千円 相談対応件数: 15,983件 うち児童虐待対応件数: 5,600件 平成27年度 決算額: 103,455千円 相談対応件数: 17,919件 うち児童虐待対応件数: 6,501件 平成28年度 決算額: 99,966千円 相談対応件数: 22,435件 うち児童虐待対応件数: 9,343件 平成29年度 決算額: 99,734千円 相談対応件数: 24,032件 うち児童虐待対応件数: 10,439件 平成30年度 決算額: 106,508千円 相談対応件数: 27,214件 うち児童虐待対応件数: 12,374件 令和元年度 決算額: 120,232千円 相談対応件数: 30,286件 うち児童虐待対応件数: 14,118件					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2): (一部) 報償費、被服費 (県10/10): 上記以外の事業								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費 (積算内容)児童虐待防止関連経費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×1.2人=11,400千円 (地域機関) 9,500千円×216.0人=2,052,000千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	使用料・手数料	財産収入	諸収入			
決定額	181,255	4,699	229		395		175,932	34,343
前年額	146,912	6,342	235	151	395		139,789	